

津島福居自主防災会規約

(名称)

第1条 この会は、「津島福居自主防災会」(以下「本会」という。)と称する。

(活動の拠点)

第2条 本会は、活動の拠点を以下に置く。

- (1) 平常時は、本会の事務所を会長の住所に置く。
- (2) 災害時は、津島福居公会堂(岡山市北区津島福居二丁目 14-19)とする。

(目的)

第3条 本会は、近隣住民が相互に協力をして自主的に災害(地震・火事・水害等)発生の予防並びに被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

2 本会は、前項の目的を達成するため、消防機関、他の自主防災組織、民生委員・児童委員その他の関係者との連携協力を努める。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を実施する。

- (1) 防災に関する知識の普及・啓発に関すること。
- (2) 自主防災会の活動計画に関すること。
- (3) 地区における災害危険箇所の把握に関すること。
- (4) 防災訓練の実施に関すること。
- (5) 要配慮者並びに避難行動要支援者対策に関すること。
- (6) 防災資機材の整備及び防災用品の備蓄に関すること。
- (7) 他の関係者との連携協力に関すること。
- (8) 災害発生時における情報の収集・伝達、消火活動、避難行動及び避難所運営、救出・救護及び給食・給水等の災害応急対策に関すること。
- (9) その他本会の目的を達成するために必要な事項

(会員)

第5条 本会は、岡山市北区津島福居町内会区域内にある世帯(以下「会員」という。)をもって構成する。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
 - (2) 副会長 若干名
- (1名は、事務局長を兼務、または、総務を置くことができる。)

- (3) 会 計 1 名
 - (4) 班 長 若干名
 - (5) 防災委員 若干名
 - (6) 監 事 1 名
- 2 役員は、会員による互選とする。ただし、班長及び防災委員は会長の指名とする。
 - 3 役員の任期は、1 年とする。ただし、再任を妨げない。

(役員職務)

- 第 7 条** 会長は、本会を代表し、会務を総括し、災害発生時には災害応急対策の指揮をとる。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、会長の職務を代行する。また、班の指揮監督を行う。事務局長または総務は、本会全般の活動計画・訓練の企画を担当する。
 - 3 会計は、本会の会計事務を処理する。
 - 4 班長は、防災委員と共に事業の企画及び実施にあたりるとともに、各班の活動を指揮する。
 - 5 防災委員は、事業の企画及び実施にあたる。
 - 6 監事は、本会の会計事務を監査する。

(会議)

- 第 8 条** 本会に、総会及び役員会を置く。

(総会)

- 第 9 条** 総会は、全会員により構成する。
- 2 総会は、毎年 1 回開催する。ただし、必要がある場合は臨時に開催することができる。総会は町内会総会において付議事項を審議することにより開催とすることが出来る。
 - 3 総会は、会長が召集する。
 - 4 総会は、次の事項を審議する。
 - (1) 規約の改正に関する事。
 - (2) 活動計画の作成及び改正に関する事。
 - (3) 予算及び決算に関する事。
 - (4) 役員（班長及び防災委員を除く。）の選出に関する事。
 - (5) その他総会が特に必要と認めた事項
 - 5 総会は、付議事項の一部を役員会に委任することができる。

(役員会)

第10条 役員会は、会長、副会長、会計、班長及び防災委員をもって構成する。

2 役員会は、必要に応じ会長が招集し、次の事項を審議する。

- (1) 総会に提出すべき事項に関する事。
- (2) 総会から委任を受けた事項に関する事。
- (3) その他本会の運営等に関し、役員会が特に必要と認めた事。

(班の構成等)

第11条 班の構成、役割分担等については、別に定める。

(活動計画)

第12条 本会は、上記事業を実施するために、自主防災会の活動に関して必要な事項を定めた活動計画を作成する。

2 活動計画において定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 防災のための体制、防災知識の普及・啓発、防災訓練、要配慮者・避難行動要支援者 対策その他の災害予防対策に関する事。
- (2) 災害発生時における情報の収集・伝達、消火活動、救出・救護、避難所の管理運営及び給食・給水その他の災害応急対策に関する事。
- (3) その他必要な事項

(経費)

第13条 本会の経費は、町内会の計画による他、活動に伴う補助及びその他の収入をもってこれにあてる。

(会計年度)

第14条 会計年度は、毎年4月1日にはじまり、翌年の3月31日に終わる。

(雑則)

第15条 この規約に定めない事項で、本会の運営に必要な事項は、会長が役員会に諮り定める。

付則

この規約は、令和2年12月1日から施行する。